

長野市立公民館・長野市交流センター 「学習活動団体登録要件確認書」

学習活動団体としての登録にあたり、登録要件を満たしていることを確認し、すべての内容にご理解をいただいたうえでお申し込みください。
この確認書は、必要書類と合わせてお持ちください。

登録団体は、以下にある①～⑦にある要件の全てを満たす必要があります。

□ ①	生涯学習活動を行うことを目的として活動しようとする特定の構成員が5人以上の団体である。 ※不特定多数の利用を前提とした登録はできません。 ※学習活動団体として公民館・交流センターを使用（利用）する際は、5人以上での使用（利用）となります。
□ ②	団体構成員の過半数が長野市内に居住し、通勤し、又は通学するものである。 ※別途構成員名簿の提出が必要です。
□ ③	団体での生涯学習活動を継続的に行っている、又は行うことができる団体である。 ※継続的とは、概ね月1回以上の活動を長野市立公民館・長野市交流センターいずれかの施設で行っている、また行うものとなります。
□ ④	団体構成員が未成年者だけでない。 ※未成年者で構成される団体には、成人の代表者（責任者）をおいてください。
□ ⑤	特定の政党又は宗教を支援しない。 ・特定の政党、政治団体の利害に関する事業や、特定の候補者を支持する行為 ・特定の宗教、教派、宗派もしくは教団の教義を広める行為、信者の教化育成を目的とする活動
□ ⑥	営利・宣伝を目的としない活動である。 ※公民館・交流センターでは、<u>以下のような事は、できません。</u> ・営利（研修、宣伝、販売など）を目的とした行為、また営利目的につながる行為 例：事業の宣伝や勧誘、物品等の宣伝、販売（敷地内での斡旋、集金等の行為等）、営利目的の興行や映画、動画等の撮影 等
□ ⑦	団体の運営が構成員主体である。 以下の要件で判断します。 ・活動の運営主体が法人格を有していない団体で、構成員の総意で意思決定を行う仕組みがある。 ・自主財源（会費等）により活動経費を賄う自主的な活動を行う体制である。 ・講師や指導者が団体の代表者でないこと。ただし、講師謝礼等の支払いが発生しないときは、この限りではない。

学習活動団体として、上記すべての登録要件をみだし、公民館・交流センターの使用における注意点を
ご理解いただいた場合は、団体名と代表者の署名をお願いします。

※別途、長野市立公民館・長野市交流センター学習活動団体登録（変更）申請書の提出が必要です。

年 月 日

団 体 名 _____

代表者名 _____

＜学習活動団体登録及び公民館・交流センターの使用における注意点＞

公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため設置され、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示等を開催したり、多様な学習機会の場を提供する施設です。

また、交流センターは、地域づくりに関する活動、社会福祉に関する活動、生涯にわたる学習活動その他地域における多様な活動の場を提供する施設です。

○公民館・交流センターでは次の行為を行う場合、使用（利用）を許可できません。

- 1 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき。
- 2 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 3 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認められるとき。
- 4 入会、寄付等の勧誘その他これに類する行為。

無限連鎖講〈ねずみ講〉や連鎖販売取引〈マルチ商法〉に係る勧誘（入会や購入）や活動に該当すると認められるとき。

- 5 個人的な行事等で会議室等を利用するとき。
- 6 管理運営上支障があると認められるとき。
- 7 飲食・休憩だけを目的として使用（利用）するとき。
- 8 前各号に掲げる場合のほか、使用が不適当と認められるとき。

○学習活動団体登録申請書で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに登録申請先である「主に使用する公民館・交流センター」に変更の届け出を行ってください。

○学習活動団体登録時に届け出をした内容と実態が異なる場合や、公序良俗・公共的利用に反する行為が予期される場合は、公民館・交流センターの使用（利用）の停止や団体登録の取り消しを行う場合があります。

○構成員の過半数が重複していたり、団体名や代表者を変えるなど、同一団体での複数の団体登録はできません。

○個人利用登録はできません。そのため、家族のみで構成された団体については、活動の実態を詳しく確認させていただく場合があります。

○学習活動団体としての登録要件を確認するため、団体登録後も活動内容を見学させていただいたり、追加の資料を提出いただく場合があります。

○各施設における使用（利用）時の注意事項を遵守してください。